

青森県報

第四千二百二十六号

平成二十八年
十一月十六日
(水曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税務課) ……一
 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定(保健衛生課) ……一
 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……一

公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) ……二
 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
 右 同……………(同) ……四
 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……五

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域民局) ……六
 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……六

告 示

青森県告示第七百十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第一項前段の規定により、次の者につき中南部地域県民局長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、青森県条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の

五前段の規定により告示する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
有限会社下富石油	下山 有隣	弘前市大字種市字高瀬八三の三	平成 二六・一〇・一

青森県告示第七百十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担 当 診 療 科 名	指 定 年 月 日
医 難病指定	吉川 朋成	つがる西北五広域連合つがる総合病院	脳神経外科	平成 二六・一〇・一
		五所川原市字岩木町一二の三		

青森県告示第七百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十八年十一月八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画道路事業（三・四・六号 山道町樋の口町線）

三 事業施行期間

平成二十五年七月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成二十五年青森県告示第五百九十五号の事業地のうち大字山道町及び大字土手町地内において、事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

弘前市大字袋町八〇、九九	所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
宅 地			五、五五七・一一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

東京都千代田区丸の内二丁目七の二 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十八年十二月十九日 午前九時から

平成二十八年十二月二十六日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

4 開札日時

平成二十九年一月十七日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一八六

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 藤田勝幸	変 更 後	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 藤田勝幸	変 更 年月日	平成 二六・七一九
-------	---	-------	---	---------	--------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社オートバックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目六の五二 代表取締役 濱田節夫	変 更 後	株式会社オートバックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目六の五二 代表取締役 小林喜夫巳	変 更 年月日	平成 二六・六二二
-------	---	-------	--	---------	--------------

株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻二丁目一の一 代表取締役 横内達治	変更なし
--	------

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更なし
---	------

- 四 届出年月日

平成二十八年十月七日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

- 2 期間

平成二十八年十一月十六日から平成二十九年三月十六日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成二十九年三月十六日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
中里ショッピングセンター
北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社スーパーストア
北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四
代表取締役 野宮直仁
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社スーパーストア
北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四
代表取締役 野宮直仁
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の面積	大規模小売店舗の面積	変更前	変更後	変更年月日
一六三・五三平方メートル	一九五・五三平方メートル	（位置は、届出書添付図面のとおり）	（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成二八・六・一五
大規模小売店舗の積荷	大規模小売店舗の積荷	株式会社スーパーストア	株式会社スーパーストア	二六・二・一六
大規模小売店舗の積荷	大規模小売店舗の積荷	株式会社スーパーストア	株式会社スーパーストア	二六・二・一六
大規模小売店舗の積荷	大規模小売店舗の積荷	株式会社スーパーストア	株式会社スーパーストア	二六・二・一六

刻	来客が駐車を利便するに利用できる時間帯	荷さばき施設	荷さばき施設
午前八時三十分から午後八時三十分まで	午後八時三十分から午後八時	荷さばき施設	荷さばき施設
二十四時間	二十四時間	荷さばき施設	荷さばき施設

五 届出年月日
平成二十八年十月十四日

六 届出書の縦覧

1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び中泊町役場

2 期間
平成二十八年十一月十六日から平成二十九年三月十六日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、中泊町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十九年三月十六日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十八年十一月十六日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
小山内勝	弘前市大字下湯口字青柳一四六の二	弘前市大字小沢字大開二二の一	
小山内勝	弘前市大字下湯口字青柳一四六の二	弘前市大字沢田字園村三四の一ほか一筆	
對馬重則	弘前市大字宮館字房崎四一の二	弘前市大字中別所字向野三三三	
對馬明宏	平川市松館井ノ上三一	平川市小杉扇田五〇ほか六筆	
田邊勇雄	平川市尾上栄松一八五の三	平川市猿賀明堂三三八の三ほか一筆	
一戸喜美男	平川市蒲田一本松二九の一	平川市日沼高田七五ほか三筆	
金谷勝	五所川原市大字高野字広野五九の二七	五所川原市大字高野字柳田五二三	
金谷勝	五所川原市大字高野字広野五九の二七	五所川原市大字高野字柳田三九七ほか二筆	
工藤博	五所川原市大字高野字北原一九〇の一	五所川原市大字高野字柳田四二四	
工藤博	五所川原市大字高野字北原一九〇の一	五所川原市大字高野字柳田三七〇ほか四筆	
工藤博	五所川原市大字高野字北原一九〇の一	五所川原市大字高野字柳田三七四	

今茂	五所川原市大字高野字北原一〇	五所川原市大字高野字柳田三二六
今茂	五所川原市大字高野字北原一〇	五所川原市大字高野字柳田四七一の一ほか三筆
金谷勝	五所川原市大字高野字広野五九の二七	五所川原市大字高野字北原二八二
今茂	五所川原市大字高野字北原一〇	五所川原市大字高野字柳田三三〇ほか一筆
農事組合法人野田宮農組合	八戸市南郷大字島守字帳塚九の二	八戸市南郷大字頃巻沢字蒼前下五六の一ほか一筆
株式会社興農ファームあおもり	南津軽郡田舎館村大字東光寺字稲田一七の二	南津軽郡田舎館村大字豊蒔字北前田一六九
一戸喜美男	平川市蒲田一本松二九の一	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字富柳五六ほか六筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町字家ノ下六の二	上北郡七戸町字作田道五一の一
小又秀一	上北郡七戸町字森ヶ沢二五の四	上北郡七戸町字天間館大沢一四の一
枋木光明	上北郡七戸町字榎林家ノ前九九の一	上北郡七戸町字小川向三五の五ほか二筆
古屋敷齊	上北郡七戸町字上平三四の一	上北郡七戸町字後平八一八ほか九筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町字家ノ下六の二	上北郡七戸町字天間館大沢三八の九ほか一筆
森野明人	上北郡七戸町字太田一一三の五	上北郡七戸町字太田一一五の一四一
佐伯好一	上北郡東北町字滝沢平一六六の二	上北郡七戸町字川口一四七の一ほか二筆
下浅弘	上北郡東北町字外姥沢北久保九八	上北郡東北町字外姥沢北久保四一の一ほか一筆
下浅金悦	上北郡東北町字外姥沢北久保八七	上北郡東北町字外姥沢前平七八の四八
上崎康雄	上北郡東北町字保戸沢家ノ後二〇	上北郡東北町字外姥沢後久保四一の一

佐伯好一	吹越三男	農事組合法人 北栄トラク ター利用組合	農事組合法人 北栄トラク ター利用組合	有限会社大森 カウステー ション	小向昭一	日ヶ久保亨	中村敏子	松本勝雄	谷川悟	谷川悟	谷川悟	蛭名一満	蛭名一満	下林光昭	下林光昭	下林光昭
上北郡東北町字滝沢平 一六六の二	上北郡東北町字往来ノ 下五一の九	上北郡東北町字夫雑原 四六一	上北郡東北町字夫雑原 四六一	上北郡六ヶ所村大字倉 内字芋ヶ崎七七〇	上北郡おいらせ町獺野 二二	上北郡おいらせ町沼端 四〇の二	上北郡おいらせ町豊栄 一丁目二〇一	上北郡おいらせ町木崎 一〇〇	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の八〇九	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の八〇九	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の八〇九	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡六戸町大字犬落 瀬字七百二八	上北郡六戸町大字犬落 瀬字七百二八	上北郡六戸町大字犬落 瀬字七百二八
上北郡東北町字滝沢平二の 一七八〇ほ か八筆	上北郡東北町字往来ノ上二五の 一	上北郡東北町字夫雑原四一 の二二ほ か一筆	上北郡東北町字夫雑原四一 の二二ほ か一筆	上北郡六ヶ所村大字尾駮字猿子沢一〇 七の四ほか一筆	上北郡おいらせ町下境九四の 一ほか一 筆	上北郡おいらせ町深沢平七九三の 一	上北郡おいらせ町向山東二丁 目三二七 六	上北郡おいらせ町間木五五の 一ほか一 筆	上北郡おいらせ町向平一一八 八ほか四 筆	上北郡おいらせ町向平一一八 八ほか四 筆	上北郡おいらせ町向平一一八 八ほか四 筆	上北郡おいらせ町沼小屋二二 七	上北郡おいらせ町沼小屋二二 八の一	上北郡おいらせ町豊一〇の九 ほか六筆	上北郡おいらせ町向山東四丁 目二の七 〇〇ほか二 十五筆	上北郡おいらせ町豊栄一丁目 一九三ほ か九筆

出 先 機 関

福田大介	我満鉄男	津島吉晴	佐々木公洋	佐々木公洋
三戸郡新郷村大字戸来 字扇ノ沢八の一	青森市大字孫内字山科 一七の一五四	青森市大字後潟字平野 一一五の一	青森市大字奥内字平塚 一一の五	青森市大字奥内字平塚 一一の五
三戸郡新郷村大字西越字木ノ間一三 六	青森市大字孫内字山科一七八の 一ほか 三筆	青森市大字後潟字平野四二八の 一ほか 四筆	青森市大字西田沢字冲津三五一 の三七	青森市大字西田沢字冲津三五一 の二二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、倉石土地改良区の定款の変更を平成二十八年十月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十六日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、倉石土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十八年十月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十六日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

事業名 維持管理

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭